

經濟論叢

第六十三卷 第五・六號

社會政策の本質に関する再論……………岸本英太郎

因果性問題を中心とする
ウェーバー方法論の研究……………田中眞晴

農村における商品生産の變貌……………山崎武雄

京都大學經濟學會

社會政策の本質に關する再論

— 價値法則と社會政策試論 —

岸 本 英 太 郎

「勞働問題研究」本年四月號（迎卷第三十號）の拙稿「社會政策の本質に關する一考察」は、一つの重大な理論的矛盾・誤謬を含んでいた。經濟論叢第六十三卷第一・第二合併號の拙稿「大河内一男教授著『社會政策』（總論）」に於いて、この事について一言したが、その誤謬を直接指摘して私自身の社會政策理論を明確にすることは出来なかつた。明瞭な社會政策の理論を持たなかつたからであるが、これにつぐ拙稿「價値法則と社會政策」（經濟評論昭和二十四年六月號）に於いてはじめて、私は私なりの社會政策理論を明瞭に自覺したのであつて、これは、大河内一男教授の社會政策理論と決定的に對立するものであつた。

今、私は、私が一應到達した社會政策理論（社會政策の本質とその成立の根據）をもつて「社會政策の本質に關する一考察」の誤謬を訂正し、私自身の社會政策理論を要約したいと思ふ。

一

「社會政策の本質に關する一考察」に於いて目的としたところは、その副題が示している様に、社會政策の成立と階級闘争との關連であり、その到達した結論は、階級闘争が社會政策成立の決定的な條件に根據であると言ふことであつた。この事は絶對に正しいのであるが、その理論的分析が混亂していたばかりか、全く出来ていなかったと極論しても差支ない程度であつた。周知の様に大河内教授は、最初の社會政策立法たる工場法を、總資本に近代國家の經濟社會を總體として順當に循環せしめんとする勞働力保全の政策であつて、これは總資本の「理性」によつて「上から」、即ち「下から」の勞働者運動の抗争に強力を離れて、資本制社會の「自然律」として實現せられるとされたのであつた。大河内教授のこの理論に對しては、古くは風早八十二氏（日本社會政策史參照）が、近くは服部英太郎教授（社會政策の生産力説への一批判）經濟評論、昭和二十四年二月號—四月號、參照）が批判されたが、その批判の理論が、充分、否、殆んど展開せられていない爲に、この批判は、必ずしも理論的には説得的ではなかつたと言へるのである。問題は、大河内教授の社會政策理論の構造そのものを批判し、その理論的誤謬を明らかならしめることにある。私は、これを、社會政策と價值法則とを正しく係わらしめてはじめて可能であると考へるのであり、ここに大河内教授社會政策理論の誤謬を解く鍵が潜むと考へるのである。

III

所で、拙稿「社會政策の本質に關する一考察」の理論的矛盾は何處にあつたか。前に一言した如く、この論文は社會政策成立の必然性、決定的條件に根據を勞働者階級の闘争による下からの強力（社會的必然性）に求めたのであつたが、その理論構成は次の如くであつた。勞働力なる商品——これは資本に購買されることによつて剩餘價值を

創造する特殊な商品であるが——は生ける肉體を持ち、社會的な一定の欲望を満足させなければならぬ人間と不可分に結びついて居り、従つてこの商品は、之を無制限に充用し搾取することは出来ないといふ一定の限界（勞働力充用上の生理的・社會的・道德的限界）を持つてゐる。然るに資本は、剩餘勞働し剩餘價值に對する無制限の汲血鬼的渴望をもつていて、これは勞働力の道德的限界のみならずその生理的限界をも越えて搾取し（資本による勞働力の略奪的原始的搾取し原始的勞働關係）、勞働力の急速な磨滅と頽廢を押しすすめるものである。ところで資本制蓄積の一般的方法則は産業豫備軍を形成増大せしめる事によつて、資本の勞働に對する原始的搾取を可能ならしめるが、之は資本制社會を總體として「順當」に循環せしめる事を阻止するものである。何となれば社會的總資本の順當な循環は、勞働力が前述の一定の限界内に抑制されていることを必要とするからである（勞働力の標準的維持、即ち勞働力なる商品の價值通りの賣買し勞働力商品性の貫徹）。これによつて資本制社會ははじめてそのものとして循環（し資本制生産關係の再生産し擴大再生産）し得るのである。この意味で社會的總資本による總勞働力の標準的維持（即ち資本制的搾取法則の貫徹）は、資本制社會の内在的な要請（資本制社會の内在的合則性し資本制社會の自然律）であると言ふことが出来るのである。社會政策は、この勞働力の標準的維持にかかわる政策であり、従つて社會政策の本質（勞働力の標準的維持し資本制搾取法則の貫徹のための勞働力政策）は、資本制社會の内在的合則性し自然律から導き出す事が出来る譯である。大河内教授の社會政策の經濟的必然性し本質論は、實はこれであり、この限り、社會政策の本質し經濟的必然性を階級闘争から導き出すことは明らかに誤謬である。だがこの社會政策の經濟的必然性し本質的契機は、それを資本制社會の抽象的な内在的合則性から導き出した限り、これはあくまで社會政策の最も抽象的な本質規定であつて、これは社會政策の實現といふ視點から考察すれば、明らかに、實在的な「可能性」に過ぎないのである。従つて社會

政策論にとつて最も重大な課題の一つは、この社會政策を實現化せしめる契機に決定的な條件に根據は何かを明らかにすることではなければならない。この社會政策成立に實現化の根據が勞働階級の下からの闘争による壓力（社會的必然性）であること、従つて又社會政策の必然性は、經濟的必然性（社會政策の本質的契機）と社會的必然性（社會政策實現の契機）との統一に於いて把握されねばならぬことを私は論じたのである。

私はこの點を強調したのであるが——そしてこのことは理論的には正しい態度であると思つてゐるが——このことの理論的分析が極めて不十分であつた譯である。この理論的不充分さが、次の様を誤解を招く規定を敢てせしめる結果となつた譯である。即ち云ふ——飽くなき人狼的・吸血鬼的な無制限な勞働者搾取の盲目的衝動を持つ資本は、勞働日の道徳的な最大限度ばかりでなく、その純肉體的な最大限度をも乗りこえるもので、しかも「資本は勞働力の壽命を問題としない。資本は勞働力の壽命を短縮させることによつてこの目的を達する」（資本論第一卷長谷部譯本第一卷六六〇頁）に至り、「勞働力そのものの餘りに早い疲憊と死滅とを生ぜしめる」（同上、六六二頁）のである。かくて大工業の發展に伴ふ産業豫備軍の形成・蓄積にもかかわらず、資本は「消耗せる勞働力のより急速な補填が必要となり、かくて勞働力の再生産に、より大なる消耗費を要することとなり」（同上、同頁）、「資本はそれ自身の利害から言つても、一つの標準勞働日を必要とする（マルクスの言葉……岸本）に至るのである」（「勞働問題研究」、昭和二十四年四月號、三〇—三一頁、傍點岸本）と。問題は、傍點の個所であるが、この文章に現はれた限り、決して間違ひではない。何となれば「それ自身の利害から標準勞働日を必要とする」といふことは、決して資本（總資本も含む）自身が自ら、即ち「下から」の勞働者階級の抗争による壓力を離れて、「上から」標準勞働日を實施する（これが大河内教授の考方だ！）といふことを意味しないからである。マルクスも「資本論」第一卷第一版の序文に於いて次の様

に書いて之を裏書きしている——「かくて今日の支配階級は、より高尚な動機は度外視しても、他ならぬ彼等自身の利益によつて、労働者階級の發展を阻止する——立法的に制御しうる——一切の障碍を取除くことを命ぜられてゐる。それゆゑに私は、なかんづく、イギリスの工場立法の歴史・内容および諸結果に對し、本巻において多大の頁を割いた」と。私の文章から誤解を招く危険は、これが大河内教授の社會政策本質論（經濟的必然性）を擁護したものである爲に、ひいてはあたかも教授の「上から」の工場法論を支持するかの如き印象を與へる、といふ點にある。個別資本は云ふに及ばず、教授の所謂總資本も、それ自身の利害から、自ら、自發的に標準労働日を制定するものではないのである。資本制社會の内在的諸法則は、標準労働日（標準的労働條件）を、必要ならしめるが、自由競争がこの内在的諸法則をも資本にとつての外的な強制法則たらしめ、かくて資本は、それ自身の利害から標準労働日を自ら或は總資本の手を通して制定するのではなく、労働者階級の「下から」の抗争によつてはじめて労働條件の標準立法を制定するに至るものである（資本論第一卷六七〇頁參照）。即ち労働者階級の有效な抗争が、はじめて國家を強制して労働條件の標準立法を制定せしめ、これによつて資本制生産の内在的諸法則が貫徹されるのである。この點の理解は社會政策の理論を把握するについて決定的に重大であるから詳しく後述する。

「社會政策の本質に關する一考察」中の今一つの方の理論的矛盾は次の點である。即ち云ふ——「……經濟的必然性」資本主義社會の内在的合則性は、社會政策のあるなしに拘らず、それが資本主義社會たる限り貫徹されるが、それが社會政策といふ形態をとつて貫徹されるか否かはプロレタリアートの實踐如何による……」（労働問題研究昭和二十四年四月號、三七頁）と。これが私が述べ來つた理論と矛盾する謬論たるは極めて明らかであらう。何んとなれば、我々の理論からすれば、労働者階級の抗争「下から」の強制「社會政策の確立によつてはじめて資本制社會の内

在的諸法則に合則性が貫徹されるからに外ならない。

以上によつて私は「社會政策の本質に關する一考察」の理論的弱點乃至謬論を指摘した譯であるが、進んでこれをやや詳しく展開することによつて、大河内教授と對立する私自身の社會政策理論を少しく論じたいと思ふ。

四

社會政策の必然性そのものは、階級闘争によつてではなく、資本制社會の内在的法則性・自然律（價值法則）から導き出さねばならぬこと、これについては大河内教授は正しい理論的立場に立たれていた。マルクスがこの方法に立つていたことは、上述の資本論第一卷第一版のマルクスの序文からも明らかであるが次の言葉もこれを裏書きするものといえよう、——「ドナウ諸公國のレーグルマン・オルガニークは剩餘勞働に對する渴望の積極的な表現であり、その各條項はこの渴望に法律的效力を賦與したのだとすれば、イギリスの工場法は同じ渴望の消極的な表現である。この法律は國家によつてしかも資本家と地主との支配する國家の側から——勞働口を高壓的に制限することにより、勞働力の無制限な吸取に對する資本の欲望を取締るものである。日々ますます威嚇的に膨脹しつつある勞働者運動を度外視すれば、この工場勞働の制限は、グアノをイギリスの畑に注ぎこんだのと同じ必然性によつて指圖されていた。すなわち、一方の場合では土地を瘠せさせてしまつたその同じ盲目的な強奪欲が、他方の場合ではすでに國民の生命力の根源を襲つていたのである」（資本論第一卷六〇二頁、傍點譯本）と。ここでマルクスは、勞働力の標準的維持といふ資本制社會の内在的法則に必然性が勞働力の略奪的搾取に原生的勞働關係克服を指圖していた、と述べていると、と解すべきであらう。即ち資本による勞働力の略奪的搾取を高壓的に制限し、その標準的維持を

圖るのは、即ち社會政策を制定するのは、資本制社會の内的必然性であるとしてゐる譯である。更にマルクスが資本論で工場法の問題を扱つた「勞働日」の項（第一卷第三篇第八章）の最初の節で、「勞働日の限界」を取りあげ、これから標準勞働日制定の問題を出發させたのも、同一の趣旨と見るべきであらう。

* 拙稿「大河内教授著『社會政策』總論『經濟論叢第六三卷第一、第二合併號、五四頁參照。

かくて社會政策の「經濟的必然性」（社會政策の本質的契機）は、大河内教授と同じく、資本制社會の自然律に内在的法則性から理解せねばならず、階級闘争から理解してはならないのであるが、この必然性は前述の如くあくまで、社會政策の最も抽象的な本質規定であつて、社會政策の具體的な成立に實現化の問題とは別個であり、この實現化の契機からすれば、社會政策の經濟的必然性は、實在的な「可能性」に過ぎないのである。この事は充分確認されなければならぬのである。大河内教授の重大な誤謬は、最初の社會政策たる工場法に關し、教授が、社會政策の「經濟的必然性」に本質的契機を、同時にその現實化の契機とみなしたこと、即ち、工場法が勞働者階級の「下から」の抗争を離れて、資本制社會の「自然律」として「上から」、總資本に近代國家によつて施行される、とされたことにある。私がこれを「それは教授が社會政策成立に現實化の具體的な歴史的な契機と、社會政策成立の實在的可能性に抽象的な論理的・本質的契機とを混同されたことに基因するのではあるまいか」（「勞働問題研究」昭和二十四年四月號、三五頁）と稱した所以であるが、このことは重大な問題であるだけに、理論的に更に掘下げて論ぜられなければならないのである。

五

大河内教授は工場法成立の實現化契機をも「自然律」から導き出されたのであるが、マルクスはこれを階級闘争に求めたことは周知の通りである。工場法は標準労働日の内的な經濟的必然性による成立の可能性は、商品交換の法則から出て来るが、その具體的な確定は「商品交換そのものの本性」から生じないからである。これは「強力」による階級闘争が解決する。マルクスは之を次の様に述べている——「労働日は固定的な大いさでなくして流動的な大いさであるとは言へ、それは他方ではただ特定の限度内においてのみ變動し得る。……労働日は一つの最大限度を有する。それはある特定の限界以上には延長され得ないものである。この最大限度は二重に規定されている。第一には労働力の肉體的な限度によつて、人間は二十四時間からなる一自然日の間には、ある特定分量の生命力しか支出できない。……一日のある部分のあひだ、労働力は休息し、睡眠せねばならず、また他の部分のあひだ、人間は食事し沐浴し衣服をつける等々といふやうな、他の肉體的諸欲望を充たさねばならぬ。かかる純粹に肉體的な限度を別としても労働日の延長は道徳的な諸限度によつつかる。労働者は精神のおよび社會的な諸欲望——それらの範圍および數は一般的な文化状態によつて規定されている——を充たすために時間を要する。だから労働日の變化は肉體のおよび社會的な諸限度の内部を運動する。だがこの二つの限度は甚だ伸縮自在のものであつて變動の餘地が極めて大である。かくて吾々は八時間、十時間、十二時間、十四時間、十六時間、十八時間の、即ち極めて相異つた長さの諸労働日を見出す」(資本論第一卷五八七—八頁)。「かやうに伸縮自在な諸限度を度外視すれば商品交換そのものの本性からして労働日の何等の限界も、かくして剩餘労働の何らの限界も生じない。資本家が労働日を出来るだけ延長し、そして可能ならば一労働日を二労働日たらしめようと試みる場合には彼は購買者としての彼の權利を主張するのである。他方に於いて販賣される商品の獨自な本性、は購買者によるその消費の或る限度を含んでるのであつて、

勞働者が勞働日を一定の標準的な大きさに制限しようと欲する場合には彼は販賣者としての彼の權利を主張するのである。かくしてこの場合には、共に等しく商品交換の法則によつて確認された權利對權利といふ一つの二律背反が生ずる。同等な權利と權利との間では暴力が裁決する。かくて資本制生産の歴史に於いて勞働日の標準化は、勞働日の諸限度をめぐる闘争——總資本家すなはち資本家階級と總勞働者すなはち勞働者階級との間の一の闘争——として現はれる」(同上、五九三—四頁、傍點原文のまま、傍丸、岸本)と。これが工場法に社會政策把握の方法論に於いて大河内教授と如何に異るか、極めて明らかであらう。引用文にも見ることく、マルクスも勞働日を一定の標準的な大きさに制限しようといふ勞働者の要望は、商品交換の法則によつて確認された權利だ、そして標準勞働日の問題(大河内教授の所謂、經濟的必然)を、商品交換の法則(資本制社會の内在的合則性)から確認しているが、標準勞働日の確定は、商品交換の法則から生れない、と指適し、これが資本家階級と勞働者階級との闘争を通して行はれることを論證したのである。マルクスが勞働日の問題を、「資本論」第一卷で、何故にあの様に餘りにも長い、と思はれる程、具體的に歴史的に事實として扱つたかの理由はここににある。ローゼンベルグが「この問題の特殊性は、商品、資本、剩餘價值の抽象的分析に基づき、抽象的演繹的方法によつて解決されず、歸納的記述的方法によつてのみ解決されうるといふ點にある」(「資本論註解」邦譯第一卷三三二頁)と述べた所以である。商品交換の法則或は同じことになるのだが、資本制社會の内在的合則性(價值法則(勞働日の限界、勞働力の價值)から抽象的演繹的に標準勞働日(標準的な勞働條件)の理論を把握出来るが、標準勞働日そのものの確定は、即ち商品交換の法則(資本制社會の内在的合則性)價值法則の貫徹は、勞働者階級の抗争によつてはじめて可能となるのである。

かく見てくると大河内教授の「上から」の社會政策理論は、その理論構造そのものの中に重大な誤謬を含むもの

と言ふことが出来るであらう。この誤謬は、資本制社會そのものの自然律に内在的合則性の觀念的把握に由來するだけ決定的であると言へよう。だが教授はその諸論文の至るところで教授自身の理論と矛盾する（即ち自己否定する）言葉を述べられている。例へば次の言葉を見よ！「繰返すごとく、勞働力なる特殊の商品はただ勞働組合に組織化される場合にのみその價值通りの標準的取扱ひを受け、勞働力の再生産費用を賃銀として支拂はしめ得るものであつて、組織の無い場合には、かの「原始的勞働關係」を脱することが困難であり、従つて「勞働力」は商品としてその價值以下の支拂のみを受けざるを得ないことになるからである」*（大河内教授「完全雇傭の日本的條件」經濟思潮第二輯、九頁）と。勞働組合の組織的闘争のみが、商品としての勞働力の價值通りの支拂ひ（これが實に自然律である）を可能ならしめる（勞働力商品性の貫徹＝價值法則の貫徹のこと）といふことは、勞働條件の標準的維持（これが資本制社會の内在的合則性＝價值法則）＝社會政策の成立は、勞働者組織の闘争によつてはじめて可能だといふことである。一體この様な結論が、どうして「上から」の社會政策理論から生れるのであらうか。正に社會政策理論の自己放棄といふ外はない。

* 同様の言葉は教授の新著『社會政策（總論）』二二二頁にも見えてゐる。

扱で、大河内教授が社會政策論の前提として論ぜられる「資本制社會總體としての順當な經濟循環」といふのは、我々の言葉に翻譯すれば、價值法則の貫徹といふことである。何となれば資本制社會の順當な經濟循環とは、標準的な勞働條件の保持（この標準以下の勞働條件を價值以下と稱するのである）によつてのみ可能であり、これは勞働力商品性の貫徹（商品勞働力の價值通りの支拂）、即ち價值法則の貫徹に外ならぬからである。資本制社會の内在的合則性とか自然律の支配する状態とかいふのもこの意味であることは言ふまでもないところである。そこで我々は社會政策

の理論を考へる場合、常に價值法則、特に勞働力なる商品の價値の貫徹といふ視點を見失つてはならないのである。

六

言ふまでもないことであるが、資本による勞働力の略奪（原生的搾取）と利用（標準的搾取）とは別個のことである。資本の再生産は資本制的社會關係の再生産であり、かくて當然に勞働力の再生産を含んで居り、勞働力が日々々々繼續的に標準的に再生産されることは資本制生産の内在的な要請（Ⅱ内在的法則）*である。何となれば、勞働力の略奪的搾取は、即ち資本による商品勞働力の價値以下での繼續的購入Ⅱ搾取は、資本制社會の萎縮した形態を意味し、これは資本制社會の内在的諸法則・合則性Ⅱ自然律貫徹の歪曲を意味するからである。

*マルクス資本論の拔書的要約書である上林貞治郎教授の著作「貨幣理論」（昭和二十三年創元社刊）には、この點に關し重大な誤解が含まれてゐる様に思はれる。教授は云はれる、「『賃勞働なくしては資本はあり得ないから、資本はそれ自身の利害關心から勞働力の適度の使用を顧慮する、と考へるならそれは誤りである。けれど資本主義社會では、たえざる過剩人口、即ち資本の當面の増殖慾に比較しての過剩人口が存在してゐる。……この過剩人口Ⅱ産業豫備軍Ⅱ失業者がつねに存在してをり、勞働市場がたえず氾濫してゐる限り（これが資本制社會の常態である）資本は勞働者の健康と壽命とを顧慮しないのである、社會にとつて強制されない限りは、それゆゑに、勞働者の肉體的及び精神的な萎縮・早死・過度勞働の責を對しては、資本は少しも顧慮しないのである。このことは、資本制生産の「内在的法則」である。そして個々の資本家の意圖の善悪にかかはらず、自由競争は、このことを、個々の資本家に對する「外的な強制法則」たらしめるのである』（「貨幣理論」八八頁、傍點岸本）と。これは資本論第一卷第八章勞働日の第五節中にある言葉の拔書的要約だが、マルクスはこれを、資本の勞働力に對する略奪的搾取は、勞働力の再生産に、より大なる消費費を要することになり、この事が資本をしてそれ自身の利害によつて一つの標準勞働日を示唆してゐるかの如くだが、資本制蓄積の一般的法則による産業豫備軍の形成・増大は、資本をしてこの

事を全く顧慮せしめない。だがこれは「個々の資本家の意圖の善し惡しには依存しない。自由競争は、資本制生産の内在的諸法則をば、個々の資本家に對し外的な強制法則として有效ならしめるのである」(資本論第一卷六七〇頁、傍點原文のまま)と述べてゐる。これは上林教授の解釋と同じ様に見える。だがこのマルクスの言葉の註一四(省略する)を見るまでもなく、正に正反對である。即ち標準労働日を成立せしめることが實に資本制生産の内在的な法則であつて、労働力の略奪的搾取がさうではない、例へば標準労働日を自ら制定する必要が、資本の利害から起つても、自由競争が、このことを阻止するのであり、外的な強制(労働者階級の抗争による國家の強制的立法手段即ちここでは工場法)によつてはじめて、資本制生産の内在的諸法則をそのものとして貫徹(内在的諸法則を資本にとつての外的強制法則たらしむ)せしめる。とマルクスは強調してゐるのだと解すべきなのである。資本の剩餘労働に對する吸血鬼の渴望が、労働力の略奪的搾取を顧慮することなく行はしめるのであつて、これは資本の強烈な要求に傾向であるが、資本制生産の内在的諸法則ではない。逆にその破壊を意味するのである。大河内教授はあだかも上林教授の誤謬と正反對の誤謬を犯されてゐる譯である。即ちマルクスの「資本はそれ自身の利害によつて一の標準労働日を示唆してゐるかに見える」(資本論第一卷六六二頁)の「かに見える」を無視して、資本はそれ自身の利害によつて、即ち資本制社會の内在必然性自然律によつて標準労働日を制定する、とされたのである。マルクスがわざと「かに見える」として其の次に長々とさうでない事を説明してゐるにもかかはらず、大河内教授は之を全く無視されてゐるのである。成程、標準労働日を作ることとは、幾度も述べたことであるが、資本制生産の内在的法則だとマルクスは言つてゐるが、自由競争が、これを外的強制法則たらしめる譯で外からの強制がなければ、それ自身の利害から標準労働日を作るに至るものではないと注意してゐるのである。社會政策の實現化の契機をも、資本制社會の内在的諸法則自然律から引出される理論に由來する誤謬であることは既に指摘したとほりである。

マルクスは「資本と労働との全關係を全經濟學に聯關せしめて取扱ひ近代社會の經濟的運動法則を示し」(エンゲルス)だが、このことは彼の價值論に基く(労働力商品)の發見と剩餘價值の發見)資本制社會の價值法則(資本制的生産の搾取關係の内在的合則性)の「貫した把握によつてはじめて見事に果されたのであつた。

價值法則は資本制社會の内在的な經濟的合則性——資本制生産の内在的諸法則——資本制的生産關係・社會關係の祕密把握の抽象理論であると同時に、具體的に資本制社會の全生涯を通じて貫徹されるものであり、その限り一つの資本制的自然律であるが、これは決して無媒介的・自然的に貫徹されるものでないことは言ふまでもないところである。マルクスが商品の價值規定をもつて敘述の端初とした價值法則の抽象的な理論は、飽くまで、商品・勞働力の價值通りの支拂を前提とするものである。これの現實の資本制社會内での貫徹にかかわるものが社會政策に外ならないから、社會政策理論の充全な理解のためには勞働力の價值について簡單に考察しなければならぬであらう。

勞働力なる商品の價值も、其他一般の商品の價值と同じく「この獨自な財貨の生産・従つてまた再生産に必要な勞働時間によつて規定され、その限り勞働力はそれにおいて對象化された社會的平均勞働の一定分量を代表する」(マルクス)、これは勞働力の所有者の維持(家族——子供の繁殖・維持費を含む)に必要な諸生活手段の價值であるが、勞働力なる商品はその再生産上において次の様な特殊な性格——歴史のおよび道德的要素を含んでいる。マルクスはこれを次の様に述べている——「勞働力の所有者が今日の勞働を了つたならば、彼は明日も力や健康の同じ條件のもとで同じ過程を反復することが出来ねばならぬ。だから生活手段の總額は、勞働する個人を勞働する個人(彼の子供を含む……岸本)として、彼の標準的な生活狀態において維持するために充分でなければならぬ。食物、衣服、燐房、住居等々の如き自然的な諸欲望そのものは、一國の氣候的な、およびその他の自然的な諸々の獨自性に應じて相違する。他方において謂はゆる必然的諸欲望の範圍は、その充足の仕方と同じやうに、それ自身一の歴史的產物であり、従つてまた大部分は一國の文化段階に依存するのである。……だから勞働力の價值規定は、他の諸商品の場合とは反對に、一の歴史のおよび道德的な要素を含んでいる。だが一定の國にとつては、一定の時代には、

必要な諸生活手段の平均的範圍が與へられてゐる」(資本論第一卷五三—四頁、傍點原文のまま)と。だが勞働力再生産のための諸生活手段の價值 \parallel 勞働力の價值には、勞働力なる商品の特殊性にもとづき、あだかも勞働日に肉體的な最大限度がある如く、最低限界がある。勞働力の價值の最低限界は、ある商品量——その日々の供給なしには勞働力の擔ひ手たる人間が彼の生活過程を更新し得ないところの、ある商品量の價值によつて、かくして、肉體的に必要なかくべからざる生活手段の價值によつて形成される。もし勞働力の價格がこの最低限、まで下落するならば、それは勞働力の價值以下への下落である、といふわけは、その場合には勞働力は萎縮せる形態においてしか自らを維持し且つ發展させることが出來ないのであるが、あらゆる商品の價值はその商品を標準的な品質で供給するために必要とされる勞働時間によつて規定されているからである」(資本論第一卷四六七頁、傍點原文のまま)とマルクスは述べている。かくて勞働力の價值は勞働力(その育成費を含む)の標準的再生産に必要な諸生活手段の價值に歸着するであらう。これが資本制生産が「適當な循環」(大河内教授の表現)を繼續するための條件 \parallel 資本制生産の内在的合則性展開 \parallel 價值法則貫徹のための條件である。ここに一つ注意すべきは、勞働力の價值 \parallel 勞働力の標準的再生産のため諸生活手段の價值は標準的な勞働日を前提としてゐるといふことである。かくて勞働力の價值通りの支拂 \parallel 勞働力商品性の貫徹とは、標準的な勞働條件(標準的な勞働日と標準的な賃銀と標準的な勞働強度)の保持 \parallel 資本による勞働力の標準的な榨取といふことに外ならないのである。従つてこれらのうち何れの標準度 \parallel 資本によつて侵害されても、他の條件がもとのままとすれば、直ちに、勞働力の價值以下への切下となるのである。

ところが資本制蓄積の一般的法則は、剩餘勞働に對する吸血鬼的渴望をもつ資本をして、常に勞働力を價值以下に低下せしめる強烈な一般的傾向をもつてゐる。従つて勞働者階級の下からの闘争による「強力」なくしては、勞

働條件の一般的下降のこの傾向を緩和する事は出来ないのである。労働條件の標準度を確定せんとする工場法（社會政策一般）の制定が、「下から」の闘争を不可缺の要素（社會的必然性）とする所以である。大河内教授の「上からの社會政策」理論の理論的誤謬は極めて明らかと言ふべきである。マルクスはこれを次の様に述べている——「利潤については、その最小限を決定する法則は何も存在しない。その低落の窮極の限界が何處にあるかは明言出来ない。では何故吾々はその限界を確定することが出来ないか？ けれど吾々は、賃銀の最小限は確定しうるが、その最大限は確定しえないからである。吾々の明言しうるところは、ただ労働日の限界が與へられている場合には、利潤の最大限は賃銀の生理的最低限に照應するといふこと、および賃銀が與へられている場合には、利潤の最大限は労働者の肉體的力と兩立しうるやうな労働日の延長に照應するといふこと、これだけである。だから利潤の最大限は、賃銀の生理的最低限および労働日の生理的最低限によつて局限されている。明かにこの最高利潤率の二つのあひだには尨大な等差が存在しうる。その現實の限度の確定は、ただ資本と労働とのあひだの絶えざる闘争によつてのみ定まるのであつて、資本家はつねに、賃銀をその生理的最低限に引下げて労働日をその生理的最低限に擴大しようとしてをり、一方、労働者はつねにその反對の方向に壓迫しているわけである。事態は闘争者たちのそれ／＼の力の問題に歸着するわけである。他のどの國でもさうだが、イギリスにおける労働日の制限については云へば、それは法的干渉によらないでは決して確定されなかつた。外部からの労働者の絶えざる壓迫なしには、この干渉は決して行はれなかつたであらう。だが兎にかくこの結果は、労働者と資本家とのあひだの私的な取りきめでは得られるはずがなかつた。一般的な政治的行動のかかる必要そのものは、單なる經濟的行動においては資本の方が強いといふことを證明するものである。」（マルクス「賃銀・價格および利潤」岩波文庫版九八—九頁）と。

誠に資本制生産の自然律＝價值法則＝標準的労働條件の貫徹は労働者階級の下からの有效な抗争によつてのみ貫徹され得るのであり、これのみが、労働者階級の絶對的窮乏化の下降運動にブレイキをかけ得るのである。この意味で社會政策は工場法に限らず、すべて、下からの抗争によつてのみ確立しうるものであると言ふことが出來よう。

大河内教授は工場法を「上から」、即ち下からの労働者階級の抗争を離れて、資本制生産の自然律として、資本制社會の内的な經濟的必然性として、總資本によつて實現されるとした。資本制的自然律の實現者を個別資本の部分的主張や黨派的利益を越えたところの、剩餘労働の獲得に對する合理主義と理性を表現するところの總資本＝近代國家（大河内教授「社會政策における若干の基本概念について」經濟學研究第一集七一―二頁參照）の自律的意思であるとされた。さうだとすれば、工場法以後の社會政策をもすべて「上から」の政策として統一的に把握する必要があらう。何となれば、工場法の成立にもかかわらず、否工場法の成立そのものが却つて、労働の強度化を一段と促進させ、資本制生産の自然律貫徹を常に脅かすから、教授の所謂、この自然律の貫徹者としての總資本＝近代國家は、労働者階級の組織的抗争を離れてこれを貫徹させる、即ち、更に進んだ形態の社會政策を「上から」實施せざるを得ないからである。教授の様に、最初の社會政策たる工場法を「上から」、それ以後の進んだ形態の社會政策を「下から」、即ち階級闘争によつて説明することは、社會政策理論そのものの自己放棄以外の何物でもないであらう。總資本をこの様に餘りにも全能的に且つ觀念的に把握することが、社會政策確立の必然性＝社會的必然性を、剩餘労働に對する吸血鬼的渴望をもつ資本とこれを標準的限度に抑制せんとする労働との闘争から把握せず、總資本と個別資本との利害の喰ひ違ひから、即ちその闘争から把握するといふ誤つた結論に導いてるのである。

大河内教授による資本制社會の價值法則＝自然律についての觀念的な把握は、資本制社會のかの原蓄期に於ける勞働力政策＝所謂勞働力の原蓄政策を社會政策として理解せしめるといふ結果に導いている。教授は「無用な誤解を避けやうと思ふなら、われ／＼は社會政策といふ言葉の代りに勞働政策といふ一層明確で具體的な名稱を選＊んだ方がよいのである」(大河内教授著「社會政策總論」一一頁)とされて「初期資本主義期に於ける國家の勞働者政策は、自由な賃勞働の創出とその近代的存在への苦痛にみちた陶冶の過程であつた。そのために、この時期の「勞働者法令」社會政策は、しばしば「慘虐立法」として、後の社會政策の道義論者から、社會政策とは反對のものとして、その理念とは對立するものとして、専ら非難の對象となつて來た。然し乍ら、社會政策を最初から道義的内容を含むものだと斷定することには何等の根據もなかつたし、事實初期資本主義期に於ける國家の勞働者政策こそ近世に於ける最初の社會政策的行爲に外ならないものであつた」(同上書一三六頁、傍點採本)と規定されている。

＊ 教授とは逆に、社會政策を勞働政策から分つところにてこそ正に社會政策理論の出發點があるのである。

我々は社會政策を、資本の剩餘勞働に對する吸血鬼的渴望による勞働力の略奪的・原生的搾取(所謂原生的勞働關係)であり、これは大工業時代に至つてはじめて出現したと之に抗争する勞働者階級との闘争によつて成立する勞働條件の標準的維持＝資本による勞働力の標準的搾取のための國家の政策であると解し、又さう解さねばならぬと考へるのであるが、これは、明らかに、大工業時代が必然化したところの勞働力の原生的搾取を防止することが、資本制生産の内在的合則性であり、これによつてはじめて資本制社會の「順當な循環」＝價值法則の貫徹が可能となる事を

前提している。唯商品交換の諸法則からは社會政策の經濟的必然性(社會政策の本質的契機) Ⅱ實現の可能性は出て來ても、その實現そのもの(社會的必然性 Ⅲ社會政策の現實化契機)は出て來ず、階級と階級との闘争がこれを決定するものである。マニユファクチュア時代にあつては、資本の剩餘勞働に對する吸血鬼的渴望は、國家の強力な援助(かの「スケルトン・オヴ・レ・ペース」)「勞働者法令」に具現された勞働力の創出と陶冶の政策)によつても尙勞働者の全生活時間を支配する事は出來ず、せいゝ一勞働日最高十二時間をやつと確保する事が出來たに過ぎず、資本は一週間分の勞働力の價值を支拂つて四日しか勞働せしめ得ないといつた状態であつたのである。さればこそ勞働者法令的政策 Ⅲ慘虐立法が必要とされた譯だが、この慘虐立法さえ、大工業時代の原生的勞働關係の慘虐さに比すれば問題にならぬ程輕度のものであつた。さればマニユファクチュア時代 Ⅲ初期資本主義時代にあつては、資本の剩餘勞働に對する人狼的渴望を抑制して、勞働力の標準的な保持を圖るといふ様なことは問題となり得なかつたのである。即ち工場法 Ⅲ社會政策を必然化するものは存在し得なかつたのである。されば資本の勞働力に對する盲目的榨取欲の突進が可能となつた大工業時代においてはじめて社會政策登場の必然性があらわれ來つたのである。誠に社會政策は大工業時代の必然的産物なのである。*** 大工業時代とともに資本主義社會はそのものとして確立し價值法則貫徹の必然性が現れ來るのであるが(資本制社會成立の歴史的行爲たる初期資本主義勞働政策と資本制社會確立後のその内在的合則性貫徹の「社會政策」とは當然本質的に區別されねばならぬのである)、之は勞働者階級の闘争に媒介された國家の社會政策の強行を通じてはじめて可能となるのである。この意味で教授の初期資本主義勞働政策を社會政策とされるのは謬論である。この誤謬は教授が社會政策を勞働力政策一般と誤つて理解されたことに由來している。社會政策と勞働政策の相違は、單なる用語の問題と解すべきではなからう。資本制社會の自然律から工場法(Ⅲ社會政策)の本質と實現を同時に導き出された教

授の理論に階級闘争が係はる理論的餘地は全くない（抗争はせいせい社会政策實現の「契機」。社会政策はあくまで勞働力の標準的再生産^{II}資本による勞働力の標準的搾取^{III}（價值法則の貫徹）に係はる國家の政策であり、かくて又大工業時代の必然的産物なのである。

* この點に關してはマルクス資本論第一卷第八章、服部教授「貨幣政策論の史的展開」第一編、及び F.S. Funnis, The Position of the Labourer in a system of Nationalism, 1920. 参照。

** この意味で社会政策を勞働政策から區別はするが、それは何か便宜的なものの如く把握してゐる批稿「大河内一男教授著『社会政策』（總論）」（經濟論叢六三卷一、二合併號）は訂正されねばならぬであらう。

*** 大河内教授が社会政策を勞働力保全策として理解し、標準的搾取策として理解出来なかつたのは、教授が資本制生産過程を勞働過程（生産方表現）としてのみ把握し、價值增殖過程（生産關係表現）との統一に於いて把握しなかつたといふ重大な方法的誤謬に由來してゐるのである。社会政策の生産力説！ この點は決定的な誤謬であるから稿を改めて論じたいと思ふ。

社会政策理論にとつて大切なことはその本質的契機（經濟的必然性）と實現化契機（社會的必然性）との統一、抽象的契機（本質的契機）と具體的契機（現實化契機）との統一、內的契機（經濟的契機）と外的契機（社會的契機）との統一に於いて把握されねばならないといふことである。誠に「……勞働の期間・限界・休止を時計の音に従つて軍隊式にきちんと規制するこれらの精密な諸規定（工場法の諸規定のこと……岸本）は決して議會の空想の産物ではなかつた。それらは近代的生産様式の自然的諸法則として、諸關係から漸次的に發展したのである。これらの自然的諸法則の定式化・公認および國家的宣言は、長期にわたる諸階級闘争の所産であつた」（資本論第一卷六九八頁）のである。

（一九四九・四・二〇）